

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 2 年 7 月 6 日

全国健康保険協会島根支部

支部長 大塚 正 明

1 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達件名 | 全国健康保険協会島根支部職員の一般定期健康診断、V D T 健康診断、再検査及び雇入時健康診断業務委託 |
| (2) 調達案件の特質等 | 仕様書による。 |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで |

2 見積方法

見積金額は、各健康診断の 1 人あたりの単価（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）に受診予定者数を乗じて算出した額の合計額とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に見込むこと。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された各健康診断の単価をもって契約金額とするので、競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免責事業者であるかを問わず、税抜単価を見積書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32・33 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査書類又は添付種類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該事業を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間に於いて保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間に於いて厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けていない場合は、事業主が直近 1 年間に於いて国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (8) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 過去に同種業務を受託した実績を有する者であること。
- (10) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のいずれかを取得している者であること。
また、同認証を有していない場合は、それに準ずる認証を取得している者であること。
- (11) 全国健康保険協会島根支部から 30 分以内の場所に本社、支社、営業所を有している者であること。
- (12) 見積書の提出前に支部が定める仕様書を取得している者であること。

4 見積書及び競争参加に必要な書類の提出場所等

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
〒690-8531 島根県松江市殿町 383 山陰中央ビル 2 階
全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ TEL 0852-59-5140 [担当：石飛]
- (2) 仕様書の交付方法 郵送又は上記 (1) の交付場所にて交付する。
- (3) 提出期限 令和 2 年 7 月 17 日 (金) 17 時 00 分

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ること。
- (2) 見積書には、事業所名、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印すること。
- (3) 前記 3 に示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (4) 提出した書類の差し替え、変更及び取り消しをすることはできない。
- (5) 競争参加予定業者は、全国健康保険協会島根支部長から競争参加資格に関する書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金 全額免除
- (8) 契約の相手方の決定方法
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会島根支部長が判断した競争参加者であって、見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (9) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者は、令和 2 年 7 月 17 日 (金) 17 時まで電話で連絡することとする。

【 参考 】

全国健康保険協会会計細則 一 抜粋一

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。